（認定の取消し等）

第二十三条の八　機構は、給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定を取り消すものとする。

一　偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けたとき。

二　適格認定における学業成績の判定の結果、当該学業成績が別表の上欄に定める廃止の区分に該当するとき。

三　確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する退学又は停学（期間の定めのないもの又は三月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたとき。

2　機構は、前項の規定により給付奨学生認定を取り消したときは、その者及びその在学する確認大学等の設置者に対し、その旨を通知するものとする。

3　機構は、適格認定における学業成績の判定の結果、当該学業成績が別表の上欄に定める警告の区分に該当するときは、当該給付奨学生に対し、学業成績が不振である旨の警告を行うものとする。

［条を加える］

第二十三条の九　給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するものとして機構が給付奨学生認定を取り消したときは、当該給付奨学生認定の効力が当該各号に定める日に遡って失われるものとする。

一　前条第一項第一号又は第三号に該当するとき　当該各号に該当するに至った日の属する学年の初日

二　前条第一項第二号に該当するもののうち学業成績が著しく不良であると認められるものであって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められないとき　当該学業成績に係る学年の初日（短期大学等にあっては、当該学業成績に係る学年の半期の初日）

（認定の効力の停止等）

第二十三条の十　給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

一　確認大学等から休学を認められたとき。

二　確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する停学（三月未満の期間のものに限る。次項第二号において同じ。）又は訓告の処分を受けたとき。

三　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ又はロに定める額に該当しなくなったとき。

四　機構が定める日までに第二十三条の四第九項の規定による届出を機構に対し行わないとき。

2　前項の規定により給付奨学生認定の効力が停止された給付奨学生であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該給付奨学生認定の効力の停止が解除されるものとする。

一　前項第一号に該当する者　確認大学等から復学を認められたとき。

二　前項第二号に該当する者のうち停学の処分を受けたもの　当該停学の処分を受けた日から当該停学の期間（当該停学の期間が一月未満の場合にあっては、一月）を経過したとき。

三　前項第二号に該当する者のうち訓告の処分を受けたもの　当該訓告の処分を受けた日から一月を経過したとき。

四　前項第三号に該当する者　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ及びロに定める額に該当することとなったとき。

五　前項第四号に該当する者　第二十三条の四第九項の規定による届出を機構に対し行ったとき。

［条を加える］